

平成27年3月16日

株主各位

株式無償割当てに関する基準日設定公告

東京都品川区大崎五丁目5番地23号
ヒロセ電機株式会社
代表取締役社長 石井 和徳

当社は、平成27年1月30日開催の取締役会において、平成27年4月1日（水曜日）付をもって当社株式1株につき、当社普通株式0.05株を無償にて割当ててを決議いたしました。

つきましては、この株式無償割当てにより、株式の割当てを受ける権利の基準日を、平成27年3月31日（火曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

-
1. 株式無償割当てによる割当て株式数に関するご案内は、平成27年6月下旬の株主総会関係書類と一緒に届出住所にお送りする予定です。
 2. 平成27年4月1日（水曜日）付をもって、株式無償割当てにより増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
 3. (1) 住所変更、氏名変更等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等をお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申出ください。
特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
0120-782-031